

ID: 1038

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	規定違反に対する支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第14条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>(2) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>(3) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p> <p>(4) 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。</p> <p>(5) 受給資格者が、第6条第1項の規定による認定の請求又は第28条第1項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日